

東京 2020 大会における首都高速道路の料金施策に関する方針

1 検討経緯

これまで東京都・公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「東京 2020 組織委員会」という。）・国は、大会期間中の円滑な大会輸送と経済活動・市民生活の両立を図るため、様々な交通対策の検討を進めてきました。

具体的には、多くの企業・市民の皆様から少しずつご協力を頂き、全体の交通量を低減する交通需要マネジメント（以下「TDM」という。）、高速道路での流入調整などを行う交通システムマネジメント（以下「TSM」という。）、時差出勤などピークシフトなどを行う公共交通輸送マネジメントです。

こうした検討を進める中で、大会関係車両が多く通行する首都高速道路での流動を確保する上で、以下の課題があることが明らかになりました（参考 第 4 回交通輸送技術検討会〔平成 31 年 2 月 6 日〕 資料 2・3）。

- 1) TDM のみでは首都高速道路の交通量が減りにくい傾向にあること
- 2) 大会期間中は、大会関係車両の通行、物流車両など派生需要の増加など、例年同時期の交通量よりも多くの交通が見込まれること
- 3) TDM による交通量の低減効果を、オリンピック・パラリンピック期間（約 30 日間）を通じて継続させる必要があること

このことから、本年 2 月、学識経験者を交えた交通輸送技術検討会において、検討中の TDM、TSM に加えて、更なる追加対策の検討の必要性が確認され、東京都と東京 2020 組織委員会から国等に対し、検討の協力を要請しました。

その後、本年 7 月には、一般交通を対象に TDM、TSM の交通対策の試行を実施し、その検証結果として以下の事項をとりまとめました（参考 第 6 回交通輸送技術検討会〔令和元年 8 月 26 日〕 資料 2-2）。

- 1) 今回の試行で、道路交通は一定程度減少
（一般道で約 4%減少である一方、首都高速道路では、TDM のみの日では前年同日に比べ約 0.4%と減少幅が小さい）
- 2) TSM を効果的に機能させるためには十分な交通量低減が不可欠
- 3) 大会期間中は、大会関係車両、波及交通などが増加する見込み
- 4) 高強度の TSM を長期に実施した場合の経済活動や都市活動に対する影響が懸念

5) これらのことを考慮すると、大会本番に向けては TDM による更なる交通量の低減と、追加対策の実施が必要

こうした検証のもとに、国から首都高速道路での追加対策について、検討結果が示されました（参考 第6回交通輸送技術検討会 資料3-1）。

国の検討結果では、ナンバープレート規制及び HOV レーンについては、首都高速道路の構造的な問題（片側2車線など）等が存在するとされ、料金施策については、既存の ETC システムの活用が可能で TDM や TSM と組み合わせることを前提に、夜間割引を導入した上で、料金上乗せ額についての3パターンが示されました。

これをもとに、交通輸送技術検討会での議論を経て、料金施策の案を作成し、8月27日から31日間、方針(案)としてパブリックコメントを実施しました。本方針は、いただいた意見を踏まえ、東京都と東京2020組織委員会でとりまとめたものです（参考 パブリックコメントの結果）。

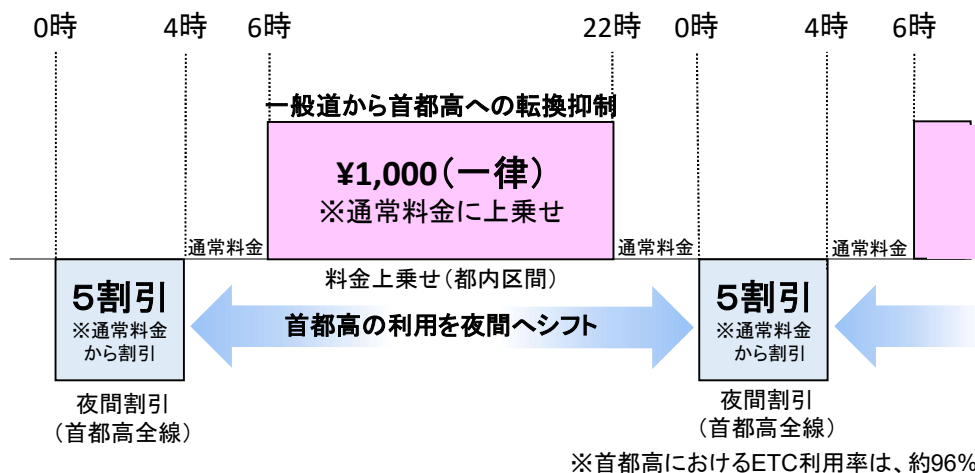
2 料金施策の内容

交通輸送技術検討会による以下の3点の意見「①首都高速道路の流動を確保する効果、②TSM など交通規制を行う強度と影響、③一般道での交通渋滞の発生などの影響」を受け、料金の経済的負担の度合いの観点などを考慮した上で、首都高速道路利用の夜間シフトを促進するため、夜間半額割引を導入するとともに、一般道から首都高速道路への転換を抑制するため、料金上乗せ額を1,000円と設定しました。

《ETC 搭載車両》

夜間割引（全車種、首都高速道路全線、5割引）

料金上乗せ（マイカー等、都内区間、1,000円）



《現金車両（ETC 非搭載車両）》

夜間割引なし

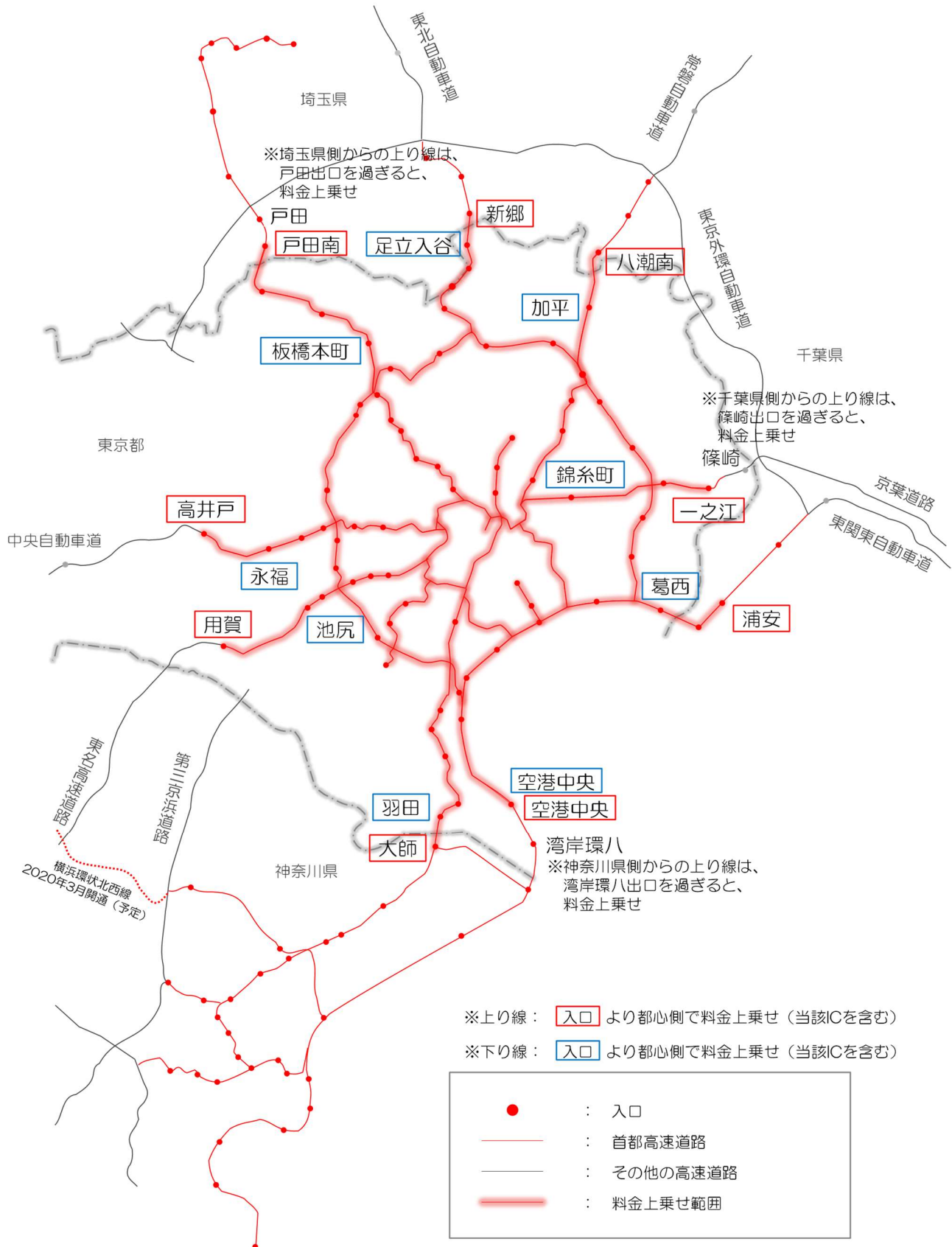
料金上乘せ（普通車以下の全て、首都高速道路全線、1,000 円）

ETC 搭載車両の夜間割引及び料金上乘せは、首都高速道路の入口（他社からの乗り継ぎの場合は、他社が管理する道路との接続部）を通過した時間に基づき適用を判断します。

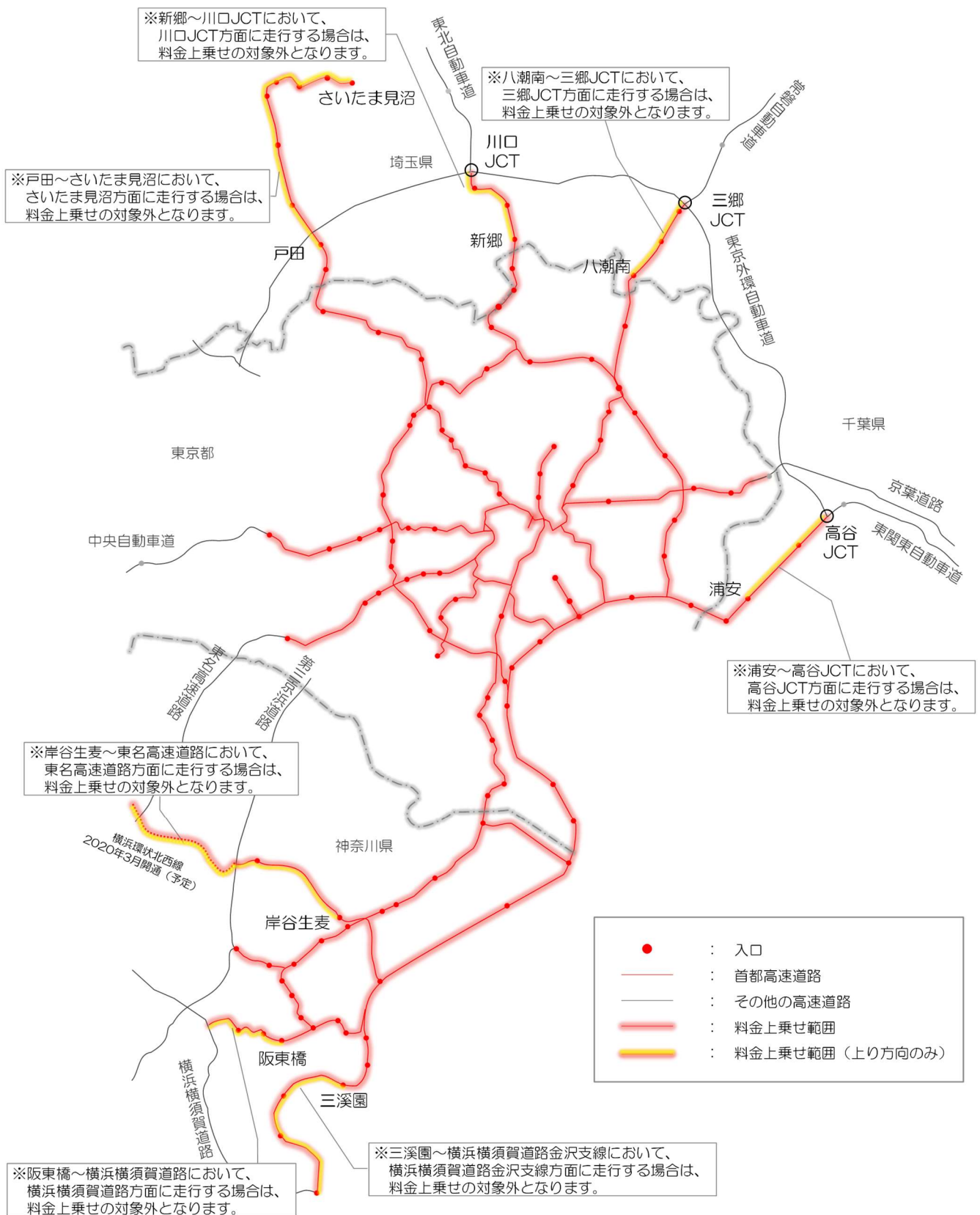
現金車両（ETC 非搭載車両）の料金上乘せは、首都高速道路の最初の料金所（他社から乗り継ぎの場合は、本線料金所）の通過時間に基づき適用を判断します。なお、出口料金所で料金収受を行っている箇所については、出口料金所の通過時間に基づき適用を判断します。

料金上乗せ範囲は、基本的に首都高速道路の都内区間とします。範囲の詳細は、ETC 搭載車両、現金車両（ETC 非搭載車両）のそれぞれについて、以下に示すとおりです。

➤ 料金上乗せ範囲（ETC 搭載車両）



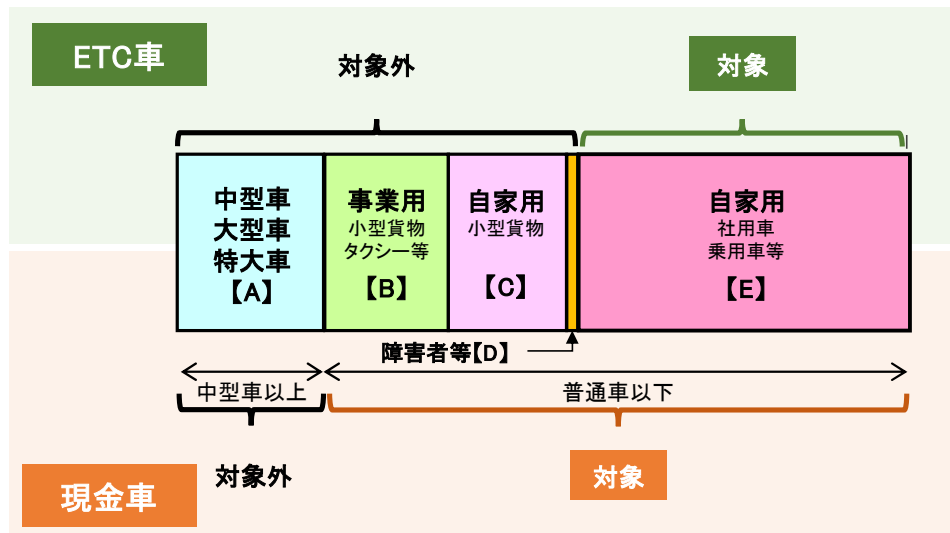
➤ 料金上乘せ範囲（現金車両（ETC 非搭載車両））



・対象車種

夜間割引については、混雑時間のさらなる分散を図る観点から、全車種を対象としました（現金車を除く）。

料金上乘せについては、経済活動・都市活動を維持する観点から、以下のとおり、対象外車種を設けています。



【A】 首都高速道路の5車種区分における「中型車」「大型車」「特大車」

【B】 一般に、ナンバープレート色が「緑地に白文字」または「黒地に黄色文字」の事業用車両

【C】 一般に、ナンバープレート色が「白地に緑文字」または「黄色地に黒文字」の自家用車両のうち、分類番号が「4**」または「6**」または「8**」の車両

【D】 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の保有者が運転または同乗する車両および社会福祉事業の用にもつぱら供する車両（事前登録した車両）※1等※2

【E】 上記以外の車両

※1 社会福祉事業の用にもつぱら供する車両とは、社会福祉法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の事業者が保有し、施設等の利用者が乗車する車両（事前登録手続の詳細は、別途周知予定）

※2 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車等、通行料金を徴収しない車両及び大会関係車両については、対象外

・適用期間

オリンピック大会、パラリンピック大会ともに、開会式から閉会式までの期間に適用することとしました。

加えて、オリンピック開会式前において、一部競技の実施、練習会場との往復、諸行事の開催などにより交通量の増が見込まれるため、開会式に先立つ4日間（7月20日から同月23日まで）も適用することとしました。

また、オリンピックの選手、関係者の出国は閉会式翌日がピークであり、迅速に輸送する必要があることから、定時性が求められる閉会式翌日（8月10日）にも適用することとしました。

2020（令和2）年7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23 <small>祭の日</small>	24 <small>スポーツの日</small>	25
			オリ競技開始		オリ開会式	
26	27	28	29	30	31	

 : 適用日

2020（令和2）年8、9月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10 <small>土の日</small>	11	12	13	14	15
オリ開会式	選手等の帰国ピーク					
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
		パラ開会式				
30	31	9/1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
パラ閉会式						

3 料金施策を含めた交通対策の考え方

大会期間中の円滑な大会輸送の実現と、経済活動・都市活動の維持との両立を図るため、TDM、TSM、料金施策を下記の考え方をもとに運用します。

- ① TDM で物流車両も含めた道路交通全体の需要を削減
- ② 夜間割引の導入による交通シフトを促進
- ③ 昼間時間帯において、一般道から首都高速道路への転換を抑制するためのマイカー等に対する料金上乘せ
- ④ 交通状況に合わせた TSM の実施